

# 宜野湾市にお住いの多胎妊婦さんへ

(双子・三つ子ちゃん)

宜野湾市では、令和6年4月より多胎児を妊娠している妊婦さんを対象に、公費による妊婦健康診査の回数を通常の14回に加えて、“最大5回分”追加で助成いたします！



## ○対象者

※下記の条件をすべて満たす方。

1. 受診日時点で宜野湾市に住所を有する方（住民登録がある方）
2. 多胎児を妊娠している方。

## ○助成内容

親子(母子)健康手帳交付時に交付される受診票（14回分）とは別に、自己負担で受診した妊婦健診に対して最大5回分まで宜野湾市から“償還払い（払い戻し）”いたします。

\*申請期限\*  
領収書の日付から1年以内



## ○償還払い（払い戻し）について

【申請に必要なもの】※申請書等の様式はホームページ・窓口でご用意しています。

- |                                                            |                                         |
|------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 妊婦健康診査費助成金支給申請書                   | <input type="checkbox"/> 支払金口座振替申出書     |
| <input type="checkbox"/> 親子（母子）健康手帳                        | <input type="checkbox"/> 振込先の口座が確認できる通帳 |
| <input type="checkbox"/> 妊婦健診受診票を使用せずに自己負担で受診した領収書・明細書（原本） |                                         |

【助成範囲について】

検査内容：問診・診察・血圧測定・体重測定・尿化学検査・超音波検査など  
限度額：9,820円（超音波検査がない場合は5,040円）

※健康保険を適用した診療、妊娠判定のための診療などは助成の対象外となります。

※妊婦さんご本人の申請が原則となります。妊婦さん以外の方が代理で申請する場合、または申請者と振込先口座の名義人が異なる場合(旧姓も含む)は事前に下記お問合せ先までご相談ください。

## ○注意事項

- ※助成範囲を超えた費用については自己負担となります。
- ※妊婦健診受診日に市外へ転出(住民票を移動)された方は対象外となります。
- ※三つ子以上でも助成回数は同じとなります。
- ※その他詳細は宜野湾市のホームページをご確認ください。

【お問合せ先】

宜野湾市保健相談センター(宜野湾市真栄原1-13-15)  
担当:すこやか親子係 ☎098-898-5595(係直通)

ホームページ

